

古代ローマ本来の宗教意識と 初代教会が受けた迫害との相関

湊 晶子

序

「初代教会が形成され発展した時代には、ローマ帝国内にすでに皇帝崇拜が確立され、それを拒否した場合に迫害を受けた」と一般に理解されているようである。しかし当時の歴史を詳しく調べてみると、ローマの政治の内容からも、またローマ人が昔からもっていた宗教意識の内容からもそのような理解には問題があるように思える。

イエス・キリストが来臨されたのは、共和制ローマから帝政ローマに移行した時であった。歴史家はこの帝政を二つに分けて考察し、初代皇帝アウグストゥスからディオクレティアヌス帝までの政治形態を元首政（プリンチパトゥス・Principatus）と呼び、ディオクレティアヌス帝以後の統治形態をドミナトゥス専制君主政と言っている。イエスとその弟子たちが活躍した時代は、プリンチパトゥスの時代に属する。問題はこのドミナトゥス体制におけるキリスト者迫害の実体を、一世紀のローマとキリスト者との関係に適應させて考えるところにあると思う。

そこでまずプリンチパトゥスはたして純粋な君主政であったかどうかを考察し、つぎに、一世紀における皇帝崇拜の拒否が迫害の第一原因であったかどうかを追求してみたい。そしてもし迫害の主たる原因がローマ帝国側の政治形態によるものだけではないとするならば、一体ローマ人たちは本来どのような宗教意識をもっていたかが問われなければならない。さらに、ペルシアのミトラ、エジプトのイッススなどが、キリスト教と同様にローマにとっては外来宗教であったにもかかわらず、それらは迫害を受けず、なぜキリスト教だけが厳しい迫害の対象となったかが問題となる。このように、ローマ帝国のプリンチパトゥスの性格と皇帝崇拜と宗教意識の内容を分析しながら、初代キリスト者が帝国内で次第に、いみ嫌われるようになった原因を追求することがこの小論の目的である。

第一章 一世紀におけるプリンチパトゥスの性格

第一回三頭政治は有力者ユリウス・カイザルの死で消滅し、第二回三頭政治がおこされたが、レピズスは早く消され、オクタヴィアヌスとアントニウスの対立となった。紀元前三一年アクチウムの戦いで、東方ヘレニズム世界を代表するアントニウスとエジプト女王クレオパトラの連合軍をオクタヴィアヌスは破り、約一世紀にわたる内乱は終結した。この内乱の終結は、同時に共和制ローマの終結でもある。紀元前二七年一月十六日オクタヴィアヌスは、元老院で、アウグストゥス・プリンケプスの称号を与えられた。ヘルカによる福音書二章一節で述べられている皇帝アウグストとなったのである。ここに実質的には君主政であり形式的には共和制であるプリンチパトゥスと呼ばれる政治形態がはじまったわけである。しかし、この統治組織の実体は謎とも言われるほど不明確であり、古代ローマにおいてさえ異った説明が与えられている。同時代のウェルリウス・パテルクルス（イエスの十字架刑のころ統治したテイ

ペリウス帝時代の歴史家は、「アウグストゥスによって内乱は終り、平和はもどり、法の力は回復し裁判には権威が戻り、元老院には威厳が立ち帰った。」と述べ、この紀元前二七年における元首政の成立は、共和制の再建であると賞讃している。

これに対して迫害が激しかった三世紀はじめに出たディオーン・カシオスは紀元前二七年の出来事を「こうして国民と元老院とのすべての権力はアウグストゥスの手に移って、アウグストゥスによって純粋な君主政が確立された。」と見なしている^①。またローマの史家タキトゥスによると、「アウグストゥスは三頭政治の権力を手放してのちは、コンスルとなり護民官の権力で満足し、まず兵士たちに賞与をあたえて次第に頭角をあらわし、なんびとの反対も受けずに元老院と政務官と法の機能を自らの手に移した。」^②として、紀元前二七年の制度を共和制の再建あるいは君主政の確立と見なすのではなく、「新しい制度」であると述べている。このように元首政の成立について、共和制の再建と見なすか、君主政の確立と見なすか、あるいは新しい制度と考えるか、すでに古代から解釈が分かれていた。今日の研究者の間でもこの点に関しては意見は様々である。紙面の関係でこれらの主張を紹介し分析することはできないが、その代表的なものを連ねると、シュルツとクロマイアーは元首政を共和制の完成としてとらえているのに反して、モムゼン、ブルンス・レーネル、ジーバー、ヨエルス、マイアーらは、元首政を元首と元老院による新しい制度としてとらえている^③。

さてこの元首政をどう解するかは、一世紀のキリスト教がローマ帝国からどのような取り扱いを受けたかを解明するための大切な鍵になると考えられる。これは紀元前二七年に行われた元老院会議においてオクタヴィアヌスが与えられたインペラトウル・カイザル・アウグストゥス^④という称号の分析からも、また彼自身紀元前二八年元老院議員筆頭者プリンケプス (Princeps) に選ばれたことから、またアウグストゥス自身の業績録に収められている記事から

も、紀元前二七年彼が帝政ローマの初代皇帝に就任した時、決して君主政的原理をローマにもち込んだのではないと結論してよいと思う。

まずインペラトウル・カイザル・アウグストゥスという称号の示す内容から考えると、このカイザルという語は「皇帝」とはすこし異なる内容の語である。「皇帝」という語はローマのものでなく、紀元前二二一年中国古代の秦の統一のとき、はじめて用いられたと考えられている。現在「皇帝」を意味する英語の Emperor、ドイツ語の Kaiser は、Imperator Caesar を語源としている関係上、逆にこの言葉にも「皇帝」という訳を与えてしまっている。しかしインペラトウル・カイザル・アウグストゥスの内容をしらべると、この訳語が適切でなかったことがわかる。まずカイザルという語は、ジュリアス・シーザーの養子オクタヴィアヌスに与えられた呼び名で、ユリウス氏に属する「カイザル家のもの」という意味の言葉であり、「君主権をそなえた皇帝」という意味ではない。つぎにインペラトウルの称号は「命令する人」を意味し、国法上の用語としては命令権を与えられた最高指揮官に固定し、さらに転じて勝利をえて帰国した将軍に、軍隊または元老院、または国民が献ずる名誉称号に拡大されたものであ^⑤って、やはり君主権を表わすものではない。以前はこの名誉称号が必ず称号の末尾におかれていたものであったが、これをアウグストゥスに對し、称号の冒頭の位置においたぐらいが新しい点であろう。最後のアウグストゥスという語は、個人名ではなく、このときはじめて作られた語である。この語の語源については解釈が分かれているが、この語が超人間的な神的な性質を表わすために作られた点では一致している^⑥。これら三つの言葉は、初代ローマ皇帝の正式名称として用いられ、以後二世紀・三世紀のどの皇帝の称号にも中心となって用いられたが、これらの三語はあくまでも称号であって、アウグストゥスの時代には、これらは「皇帝」というような特定の職務を表わす語ではなかったことに注目すべきである。したがって、アウグストゥス皇帝という言葉の中に、ドミナトゥス時代の専制君主的要素を含めて考えること

は誤りであると思う。

つぎに紀元前二八八年元老院議員筆頭者プリンケプスに選ばれたことが、「皇帝」という地位に任命されたことになるかどうかが問われなければならない。このプリンケプスから元首政プリンチパトゥスという語が出ていることからみても、この内容を調べる必要がある。その当時の資料を分析してみると「余がプリンケプスであったとき……」というアウグストウスの言葉や、またアウグストウスが自分以外の有力者をもプリンケプスと呼んでいたことなどから、アウグストウスの時代におけるプリンケプスの用法が共和末期に用いられたプリンケプスと同じであり、新しい特別な意味を加えたものでないことは明らかである。

またアウグストウスの業績録の中に、彼自身が君主としての権威をもつことを避けようとしている記事が見られる。すなわち「此時以後予は予の権威によりて全国民に優越したりといえども、予は決してすべての官職において他の人々以上の職権を掌握したものに非ず。」と述べている。

このように考えてくると、一般に皇帝と訳されるインペラトル・カイザル・アウグストウスという称号にしても、またアウグストウスの政治的姿勢を象徴的に示すプリンケプスの名にしても、それらは「皇帝」という職務や権力とかかわりなく採用されたものと思われる。アウグストウスによって君主政が確立されたというディオーン・カンオスの立場は、皇帝の地位が完全に確立された三世紀初めに生きた彼が、一世紀を振り返ってそのように述べたものであろうと理解することができる。したがってアウグストウスの樹立した統治組織は実体としては共和制をも守っていたと理解してよいと思う。帝政ローマは紀元一八〇年頃（五善帝の統治の終わるころ）から衰退期に向かう。衰退の一途から脱する手段として、東方的専制君主政の統治形態が採用され、迫害が激化したと言える。しかしこれは時代的要求から採用された統治方法であって、イエスと弟子たちが伝道した当時の統治方法がこれであったと考えること

は誤りであると思う。プリンチパトゥスは、君主政とはいえず、強力な元老院をもつ共和制的基盤の上に立つ統治方法であると理解すべきである。

ローマ人は保守的であって、古来のものをまずそのまま受けついで保有し、現実の必要が出てくれば改変を考える傾向をもっていたようである。そして保守的であると同時に、きわめて实际的でもあるローマ人は祖先の慣習に執着して現実の圧力に反抗したりすることはなく、伝統を尊重しつつ実際の变化に適応して進む傾向をもっていた。このような保守的かつ実際的なローマ人の特質から考えても、共和制が一举に廃止され、それと全く異質な専制君主制がとってかわるといふ革命的变化が起こったのではないであろう。周辺の各地を征服して領土が拡大し、新しい統一国家を統治する方法が要求されて来た時、プリンチパトゥスの中の元首の地位が次第に発展強化され、ついにドミナートゥス体制へと展開したと考えるのが妥当であろう。

第二章 ローマ皇帝崇拜と初代教会に対する迫害

イエスが来臨された時の皇帝アウグストウスは、以上見てきたように、決して「東方的専制君主」でもなく「現人神」として君臨した皇帝でもなかったと言える。彼は記録によると、ヘレニズム的君主礼拝の導入にはむしろ慎重であったとされる。にもかかわらず、次々に発掘される碑文に「神」という言葉がすでに何人かの皇帝に用いられているという事実は、プリンチパトゥスの初期からすでに皇帝崇拜がローマに確立されていたかのような感を与える。確かに次のような記録があることは事実である。

① 前四八年の公式碑文にユリアヌス帝のことを「現われたもうた神」とある。

- ② 前二四年の碑文にアウグストウスの称号として「神の神」とある。
 ③ ネロへの奉獻碑文に「良き神」とある。

- ④ ペルガマムからの碑文に「神アウグストウスへの讃歌」とある。

- ⑤ 五十年と五四年のネロへの奉獻碑文に「最も偉大な神の御子」とある。

しかし、以上のような公式碑文に見られる「神」という言葉は、皇帝の死後に神格化されて用いられたものであることに注目しなければならない。また皇帝崇拜の意識が、ローマと東方属州とは異っていたことに注意することが必要である。すなわちアウグストウス帝からドミティアヌス帝までは、ローマにおいて皇帝が現人神として取り扱われることはなかった。しかし、東方属州においては、早くから初代皇帝アウグストウスに対する崇拜の意識が定着していたことは否定できない。たとえば東方属州民は早くからローマ女神とアウグストウス自身に対する神殿をベルガモンとニコメディアに奉獻している。またアジア州議会がアウグストウスの誕生日（九月三日）を新年の開始と決議したプリエネ碑文には「天の摂理がアウグストウスをもたらし、彼をわれわれと、われわれ子孫のために、救い主としてつかわし、戦争をやめさせ万物に秩序を与えた。なぜなら彼は彼以前の善行者に優るのみならず、彼世の何人も彼より卓越する見込みをもちえないからである。この神の誕生日は、彼がもたらした福音の世界に始まる日である。」と刻銘されている。またヘロデ王は、前二七年にオクタヴィアヌスがアウグストウス（セバストス）の尊称を受けたときに、サマリヤの町をセバステと改名し、その町の多くの豪華な建物の間にアウグストウスの神殿を建てたとされている。また二二年にヘロデは、地中海岸に新しい港町を建てる事業を始め、この町を皇帝アウグストウスに敬意を表わしてカイザリアと名づけた。さらにヘロデは皇帝の東方旅行とパルチア人に対する外交上の勝利を記念して二〇年の晩秋にゲネサレ湖の北にアウグストウス礼拝堂を建てたと記録に残されている。

以上のいくつかの例からも見られるように、東方属州諸州においては、比較的早くから、ヘレニズム的君主礼拝が見られたが、これは彼らの忠実な祭儀の施行によって、ローマに対して忠誠を表明しようとした努力の表われにはかからない。しかしこのようなヘレニズム的君主礼拝がローマ的思想圏において、無条件に受け入れられたとは思われない。それは古く共和制時代から行われた勝利の祝祭行列にあたって、勝利の女神ヴィクトリアとともにカイザルの像が出現した際に、全く拍手喝采が群衆のあいだに起こらなかったという事実からも明らかである。東方属州におけるような皇帝の神格化に、ローマ市民が潜在的に抵抗していた傾向が見られる。これは、前述した碑文の「神」という言葉が、すべて皇帝の死後に神格化されてつけられたことからわかる。カリグラ帝は、彼の治世中に彼自身を神と呼ぶように強制したが、死後まもなくこの称号は取り除かれた。暴君ネロですら、彼自身を現人神として、ディオクレティアヌス帝のような皇帝崇拜を強要したという記録は残っていない。秀村氏は「ネロのキリスト教迫害の性格については論議が多いが、一般的な法律規定に基づいたものではない。」と結論づけている。しかしたとえ法律的規定に基づくものでなかったとしても、ローマにおけるキリスト教徒に対する迫害はネロ皇帝の時代から始まり、大火のあった六四年ころには、キリスト教はユダヤ教の一派とは見なされず、おびただしい人々が処刑されていた。ローマの史家タキトゥスは、この事実を「かくれた罪と人類憎悪の罪によって罰せられた」と記している。その迫害の主たる理由は、ネロ皇帝の崇拜を拒否したためにキリスト教が非合法的宗教と認められたからでなく、むしろ、タキトゥスのいう「かくれた罪」と「人間憎悪」からである。メリルは当時の状態を分析して次のように述べている。「この新しい派が起こった時からほんの一世紀以内の短期間に、ローマ国家がキリスト教に対する態度に関して一般的な公式の原則を採用したとは考えられない。もしそうだったとすれば、それは実に不可解なことであったであろう。この時代の迫害は散発的であって、一般に取り入れられた律法や慣例や原則があったなどとは予想されない。」

残忍なネロ帝がこの世を去つてのち、ローマはヴェスパシアヌスと彼の息子ティトウスとによって治められた。この短い治世の間にキリスト教徒が迫害されたかどうかははっきりしない。この時代のキリスト教著作家たちがこのことに触れていないことは、この皇帝時代に深刻な迫害がなかったことを証明しているものと思われる。しかし一八一年から九六年までを治めたドミティアヌス帝の時代になって事情は一変した。すなわち、彼はキリスト教運動の背後に皇帝の栄光をおびやかす不可解な人物がいると疑いはじめ、自分を「主なる神」と公式に称して皇帝礼讃を確立することによって、キリスト教に公に挑戦を開始した。彼以前の皇帝が神と呼ばれたのは、すべて皇帝の死後であったが、ドミティアヌス皇帝は自分を古代ローマの主神ユピテルの御子であり、嗣子であると考えさせ、天上の王の化身であると考えさせようとした。彼の王座を神の座と呼び、それをユピテルの座と同様に飾り立てた。また自分の肖像を国家の礼拝式に用いさせた。ローマ皇帝の神格化は八三年ドミティアヌス皇帝の王子の死を記念して出された金貨においてその絶頂に達した。それには「神聖なるカイザル・ドミティアヌスの子」と刻まれている^⑧。二年後の八五年には皇帝礼讃はさらにその度を増し、一つの硬貨には「永遠なる尊貴な皇帝」と刻まれている。またローマ帝国の命令がローマ各州に布告される時は、必ず公式の前文から始められ、「神聖なるアウグストゥス王の決定されたところは……」「あるいは「アウグストゥスの天与の法律が命令するところは……」、あるいは、「神聖きわまる皇帝が命令される……」などと書かれていた^⑨。

ついにエペソの神殿はドミティアヌスの父ヴェスパシアヌスの神殿となり、その名と称号が刻まれ皇帝礼拝がなされるに至った。このようにして、ドミティアヌス皇帝はローマ世界に皇帝崇拜を確立し、帝国一帯の人々に一人残らずローマ皇帝礼拝式に参列すべき義務を課した。初代の歴史家スエトニウス、ディオ・カシオス、エウセビウスはそれぞれ皇帝崇拜の拒否から起こる迫害の模様を次のように記している。スエトニウスによると「キリスト者はイエスを主と呼ぶが、それと同時にドミティアヌス皇帝がそう呼ばれるのを好んだように、皇帝をも主と呼ぶことはできない^⑩。」「ディオの記すところによると、「ドミティアヌスは、フラヴィウス・クレメンスを多くの人々と一緒に殺害した。(中略) 不信心の罪がきせられ罪を宣告され、あるいは死刑に処せられ、あるいは財産を取り上げられた^⑪。」「また、エウセビウスの資料によっても、ドミティアヌス帝治下のキリスト者たちが迫害されたのは明らかである。「その当時われわれの信仰の教えが相当に拡がっていたため、われわれの宗教に関係のない著作者たちも、その時行われた迫害や殉教について記すことを躊躇しなかった^⑫。」「生き残った最後の使徒ヨハネは、この迫害のときとらわれ、エーゲ海にある囚人の島パトモスに流刑に処せられ、新約聖書の最後の書ヨハネ黙示録を著したのである。

以上のことから、皇帝崇拜の拒否がキリスト教徒迫害の主な原因とされたのは、このドミティアヌス帝のもとであったと言えるが、厳密にキリスト者であることによって法律的に非合法と定められたのは、次のトラヤヌス帝のころからであつたらしい。すなわち、ドミティアヌス帝の積極的な姿勢に対して、共和制的心情をなお失わなかった政治家や哲学者たちが、強力な抵抗を示すために多くの人々が追放・投獄・処刑されたと記されていることから、ドミティアヌス帝による宗教政策が、プリンチパトゥスの一致した政策ではなかったと考えられる。これは皇帝崇拜が確立されたとはいえ、ドミナートゥス時代とは異って、まだまだ一世紀の後半においては、共和制的要素が残っていたことを示すものではなからうか。

このようにローマ帝国が公式的政策をもっていなかったことは、ルカによる記録の中に帝国がキリスト者に好意的な態度と、敵対的な態度をとっていることが記されていることから明らかである。使徒行伝十八章二節以下のユダヤ人のローマからの追放の記録、十六章九節以下のパウロとシラスがピリピでローマの長官の前に引き出されむち打たれた記事、十七章一節以下のペロアでヤソンがローマの長官の前に引き出された記事などは、いずれもローマから

ある程度敵対視されはじめた例であろう。これに反して、十八章十二節以下でローマの総督ガリオに、またアジア州の議員（プリンチパーツスにおける元老院議員の一人）に好意的に取り扱われた事実も記録されている。^②

さて、このように考えて来ると一世紀すなわち初代教会の発展期に受けた迫害の主な原因を皇帝崇拜の拒否に求めることに問題が生ずる。それでは、ローマ史家タキトゥスが示す「一般市民はキリスト教徒を彼らの大罪の故に、にくみ嫌っていた。」^③という記録をどのように解釈すべきであろうか。一体何がローマ人をキリスト教に反対させたのであろうか。ケアンズは、その原因を皇帝礼拝の拒否、キリスト者の秘密会合、神殿・劇場・娯楽場など異教的集会所との断絶、偶像製作禁止による手工業者との対立などに求めている。^④しかし今まで考察して来たようにプリンチパーツスの内容からも、また皇帝崇拜の確立とその法律的執行の面からも、ケアンズの述べるところは初代教会時代の迫害の根本的原因を、ローマの政治的圧力とか社会的圧力に求めることだけでは不十分であると考える。私はその主な原因をローマが建国以来もちつづけて来た宗教意識と、ローマにとってはあくまでも外来宗教であるキリスト教との対立に求めたいと考える。

第三章、古代ローマ本来の宗教意識とキリスト教

英語、ドイツ語、フランス語などで「宗教」を意味するReligionは、ラテン語から出ている。しかしラテン民族であるローマ人は決して特に宗教的な国民であったとは言えない。しかし法律、土木、建築など実際の文化や技術を確立することにはすぐれていた。東方の宗教が盛んにローマに輸入されはじめたのは、共和制末期から帝政初期のことであるがそれまでにローマはどのような宗教をもっていたのだろうか。またそれはどのような特質をもっていたか。

か。古来の民族的宗教の上にキリスト教のような外来宗教が紹介された場合、民族固有の宗教をもつローマ人がどのように反応したかなどを考察することは、なぜプリンチパーツスの時代にすでにキリスト教がいみ嫌われはじめたかを解く鍵となると思う。

ローマ人の宗教の特質として本論に關係ある四点をあげてみたい。その特質の第一は、彼らが人間生活や自然生活を掌握する多くの神々の存在を信じながら、ギリシア人のように、それらの神々を人間的姿態をもった像として表わさなかったということである。ローマは建国以来一七〇年間神話を知らなかった。実際ギリシアの擬人神観がローマの美術や文学に浸透してきたときにも、宗教の領域にはあまり影響を与えなかった。ファステイと呼ばれるローマの古い宗教暦から、ローマの宗教は農業生活と深い關係があり、その崇拜の対象はヌミナと総称される精霊であったことがわかる。^⑤そして、ローマ古来の神々は、はっきりした個性をもたない非人格的な諸力であり、神々はそれぞれのヌーメンすなわち意志と力によって自らを顕わしたと考えられていた。ある学者がローマには神々とその崇拜はあったが、神話はなかった^⑥といっていることから理解できることである。思弁的なギリシア人にくらべて、実践的行動的なローマ人にとっては、神そのものの性格を深く考えるよりも、神々が国家に対してどのように「はたらく」かが関心事であった。ローマ史一千年をむかえた一八〇年ごろは、ローマが危機に瀕した時であった。またプリンチパーツスから軍人専制に移行する頃であった。このローマ衰退の原因を、ローマに古くから伝わる神々の怒りとしてとらえた。キリスト教絶滅に精力的に手をのばしはじめたところに、ローマ人の「神々のはたらき」の考え方を見るのである。

ローマ人の宗教の特質の第二は、ギリシア人のそれのように芸術的な宗教ではなく、むしろ日常生活に關係の深い現実的な宗教であり、国家の発達とともに、国家的宗教として発達したということであろう。早くからローマ人に深

く信仰された神々は、家の神、戸の守り神であるヤヌスと、炉の火の神ヴェスタと、ジュピター、マルスなどであった。中でもジュピター、マルス、ヤヌスの三神は他の神々以上に高い地位にあったようである。ジュピターは善い父、天の父、祝福と創造との源、善い信仰と正直との支持者として最も偉大な神となり、ローマではキャピトルの丘にジュピターの神殿が建ち、ローマの守護神となった。この神殿へ長老スキピオ・アフリカスが毎朝入り、静かに祈ることによって、彼の日々の仕事の準備をし、またこのジュピターによってすべての勝利と助けとが約束されたと言われている^⑧。またマルスは特に戦争の神、民族の守護者として、ジュピターについて崇拜されていた。ヤヌスはすべての生命を開き、すべての活動を始めたとして、男性的で兵士気質の強いローマ人は、この神を戦争と結びつけて尊んだ。これらのローマ民族宗教は、アウグストウスの帝政ローマ建設とともに、公的宗教として次第に制度化化されていった。

そしてローマ人はこれらの神々を「国家神」とすると同時に、家族や氏族によって祀られた「固有の神々」や、時代と社会の要請に応じて「外国からもたらされた神々」を偏見なく受容し、さらにこれらの神々を国家神に列せしめることを躊躇しなかった。このようにローマ宗教の第二の特質は、神々を政治的にも宗教的にもローマのパトリキ（保護者）としてとらえ、国家の問題として理解するところにあると思う。R・ペタツォニは、ローマ宗教の特質を論じた論文の中で、「ローマ宗教は個人的救いを第一義的な問題としていたのではなく、あくまでも一国家の幸福と安寧を目的とした国家宗教である。」と結論している。またグーターマンも「ローマ宗教は個人の信仰に関する事柄であるよりは、国家的祭儀である。」と述べている。したがって、ローマにおいて前述のローマの神々が尊崇される限り、ローマは強力であり永遠であると考えられた。そこで一人のクリスチャンが国家神を拒否することは、その個人の問題にとどまることなく、その結果として神々の怒りが国家にはたらくものと考え、ローマ帝国全体の問題となるため、一般市民もクリスト信者を白眼視したのである。このように考えてくると、皇帝崇拜のまだ確立されていないネロ帝のもとで、六四年の大火の原因をクリスト者に転化しようとした時に、何の抵抗もなく一般市民がそれを受け入れた状況を理解することができるのである。

第三の特質は、ローマ人にとって神々が国家に対していかに働くかが問題となるのであるから、神の怒りを国家としてまぬがれるような祭儀を行うことが彼らの関心事となっていたということである。秀村欣二氏はローマ人の宗教の特質に関して、「ローマ人のいう宗教とは、人間を神々と結合する紐帯を保持する義務、またはそのために人間が反覆する祭儀の施行を意味した。……さらにローマ人の顕著な徳目とされた敬神も個人の心情に関するのではなく、神々の加護を信頼して神々にふさわしい祭儀、すなわち犠牲をささげることにはかならない。」と述べている。実践的で実際のローマ人が宗教の教義よりも、その祭儀を重んじた点は理解できる。ローマ人の考えによると、真に信仰深い人は、彼の宗教上の義務を正しく行う人、律法によって敬虔な人であった。具体的にはクリスト者たちは、ローマの国家神への「灌奠・焚香・献花」などによって帝国に対する忠誠を試されたのである。ここにクリスト教との緊張関係の前提が成立することになるのである。

第四の特質は、ローマ帝国の版図がひろがり世界的傾向が進むとともに、フリジアのシベル、シリアのアシュタルテ、エジプトのイシス、ギリシアのデメテル等のような女神や、ミトラの男神が次々と伝えられた時も、これらの外来の神々をローマ宗教の中に包摂・吸収していったということである。そしてこれらの東方からもたらされた密儀宗教の影響を受けて、彼らも個人の幸福を求め、神秘的密儀的儀式にあずかり、瞬間的に陶醉状態にひたることに満足を感じるようになった。しかしここで注目しなければならないことは、外来宗教の包摂・吸収といった場合、ローマ宗教の改革を意味するものではなく、ローマ宗教の伝統と父祖の慣習を尊重して古代末期までそれを一貫してもち

つづけた点である。

さて以上のような特質をもった宗教意識のローマ市民社会の中に、キリスト教が紹介されたわけであるが、なぜキリスト教だけが多くの殉教者を出すほど迫害を受け、他の外来宗教はローマ宗教の一般的傾向に沿って包摂されていたのであろうか。この点に関しては、プリンチパトゥスの政治形態、あるいはローマ皇帝支配の意識構造だけでは、まだ理解が不十分だと思う。先にあげた四つのローマ古来の宗教の特質を考慮しつつこの点を分析してみたいと思う。

ユダヤ教とキリスト教だけを除けば、一般に他の外来宗教は、ローマ本来の宗教と相剋を起さず、ローマ社会に偏見なく受容される傾向をもっていた。それらについての二三の例をあげてみると、イタリアとギリシア以外からもたらされた最初の外来宗教であったフリギアの大神神キベレは、パラティノスの丘に聖所をもつまでに発達していった。またエジプト伝来の女神イシスの祭儀も弾圧と緩和を繰り返しながら、帝政末期には婦人たちの強い支持を得てローマ社会に浸透していった。なかでも特に男神ミトラは滅びゆくローマを救う神として盛んに崇拜され、キリスト教に最も厳しい迫害を加えたディオクレティアヌス皇帝の時には、ローマの国教とされるほどであった。ミトラ教がそれほどまで発展し得た理由としては、先に述べた四つのローマ人の宗教意識に順応したこと、皇帝の神権を認めたこと、ミトラ教の中に独裁的政治を樹立するのに都合のよい教義が含まれていたことなどがあげられる。^④このように外国の各民族が守って来た宗教がローマ宗教の依存する公共の規律や慣習、また古くから守られて来た律法、祭儀と調和する場合は、容認されたのである。しかし外来宗教への参加に関して、ローマ市民は特別な制約を受けていたようである。特に元老院によって認可されない限り、ローマ市民が外来宗教に参加することは許されず、人が二つの国家の市民であり得ないように、二つの宗教を受容することは原則としてできなくなっていた。

しかし、ローマの対外的発展にともない、被征服民の宗教を次々とローマの領内に包含せざるを得なくなると、ローマ宗教と外来宗教との調和が新しい課題となった。共和制から帝政期を通じて元老院議員と属州総督を問わずローマ為政者の間で、どのような理由で外来宗教を邪教と見なすかについて議論が繰り返された。前一八六年に外来宗教の一つであるバッカスの祭儀に関して、過激な「陰謀」が計画されたことがあるが、この時の元老院の決議は、キリスト教への迫害の原因を考えるうえに参考となる。このバッカス祭儀は大規模な夜間の熱狂的祭儀で、暗殺や毒殺事件にまで発展したので、元老院はこの事件を規定外事件として調査し、多数を処刑した。しかしキリスト者にとって興味深いことは、この時祭儀自体は禁止されず、祭壇も破壊されなかったという事実である。そしてその時出された元老院決議には次のように述べられている。「この祭儀が古来のものであることを認め、これを廃止すれば神の怒りを招くかも知れないことを考慮し、同時にその祭儀が社会秩序に有害破壊的なことを認め強い規制を加える。」^⑤このように、ローマ人は一般的に外来宗教の祭儀が古来のものであれば、反ローマ運動を助長しない限り、それを認めようとしたことに注目すべきである。

それでは、同じ外来宗教でありながら、なぜキリスト教だけがローマから嫌われ迫害の歴史をたどることになったのであろうか。その根本的な原因は、キリスト者が皇帝礼拝を含めた異教的祭儀全般を否定したことにあると思われる。先に第三の特質として述べたように、ローマ人にとって「宗教」とは「信仰」や「倫理」であるよりは、「祭儀の執行」ということを意味した。そして彼らが祭儀を拒否することは、ローマ人のいう「神々との平和」が乱され、神がローマ帝国に対してはたらいて、ローマ社会は神々のくだす災厄に悩まされることになることと彼らは考えたのである。一神教を固持して皇帝礼拝を含む異教の祭儀全般を拒否したキリスト者たちは、当時無神論者と呼ばれていた。それは現在私たちが用いるような意味ではなく、ローマ宗教における神々を礼拝しないという意味である。このように考

えてくると、ネロ皇帝の時期に、国家から公式に迫害がふりかかってきたわけではないにもかかわらず、すでにキリスト者が一般市民から嫌われはじめていた事情を理解し得るのである。先のバッカス礼拝の規制の場合にすら、元老院議決が行われているが、ネロの迫害に関しては「ネロ規定」のような通常の裁判形式をふまず逮捕、処罰されたいしいし、また元老院議決も残されていないとされている。以上のことを総合してみると、ネロによるキリスト者迫害が一般的な法律規定に基づいてなされたものでないにもかかわらず、一般市民に問題なく受け入れられていたという事実から祭儀宗教を重んずるというローマ古来の宗教意識を読み取ることができる。

さてここでもう一つ明らかにしておかねばならない点は、同じように一神教を堅持していたユダヤ教が、なぜローマ社会において「容認された無神論」*licensed atheist* として特別な扱いを受けていたのかということである。事実「ローマ法は、ユダヤ教を国教ではないが合法的宗教として認め寛大に扱った。そこでユダヤ人であるということのために、だれも罰せられることはなかった。」とハッティンクスは指摘している。⑧ 当時の歴史家ヨセフスによると彼らが受けていた特権というのは、「彼らの神を礼拝するための集会の自由、神殿への献金を集める権利、兵役の免除など」であった。⑨ そこでキリスト教もその初期にユダヤ教の一派と見られていた間は、ローマ帝国もキリスト教に対して無関心であった。しかしドミティアヌス帝の時から「容認された無神論者」であったユダヤ人も公に迫害の対象となった。ディオ・カシウスの記すところによると、「同年（九五年）ドミティアヌスはフラヴィウス・クレメンスを多くの人々と一緒に殺した。彼はドミティアヌスの従兄であり、彼の妻フラヴィア・ドミティアもドミティアヌスの遠い親戚であったのだが、不信心の罪が両者にきせられ、またユダヤ教の習慣を受け入れている多くの人々も罪に宣告され、あるいは死刑に処せられ、あるいは財産を取り上げられた。」⑩ たしかにドミティアヌスによる皇帝崇拜の確立以後は、ユダヤ教とキリスト教は混同されることもなく、またそのどちらを信じていても迫害の対象になった。しかしここで問題とされなければならないのは、それ以前の時点で、同じ一神教を堅持しながら、なぜキリスト教だけが迫害の対象とされ、ユダヤ教は容認されたかという点である。

これは先にあげたバッカス礼拝に関する元老院の議決によってもわかるように、祭儀が古来のものであれば、ローマ人は一般にそれを認めようとした。ユダヤ教は古い歴史の上に立った古来の宗教であると認められたのに反して、キリスト教は父祖の宗教を棄てた一つの新宗教であるとされた。古来の宗教を神々との平和を保つために大切にすることは、アウグストゥス帝による宗教政策にも、またキリスト教に最もはげしい迫害を加えたディオクレティアヌス帝の宗教政策にも共通してみられることである。アウグストゥスは、「古来の確立された外来の祭儀に多大の敬意をもって処遇したが、それ以外のものは軽蔑した」と伝えられる。皇帝崇拜を最も強要し、精神的な迫害を加えたとされるディオクレティアヌスの宗教政策の基本は、やはり古いローマの伝統的な神々の尊重におかれていた。このことは二九三年三月に出された勅令の中の言葉すなわち、「古代によってひとたび固定され確立されたものを、取り消そうとすることは最大の罪である。」⑪ にみられるところである。このようにローマは本来自国に伝統的に伝わる宗教を大切にすると同様に、外来の宗教でも、もしそれが古来の宗教であれば包摂する傾向をもっていたのである。ここにキリスト教は、古来の宗教であるユダヤ教から離脱した新宗教であり、しかも皇帝崇拜を含めたローマの祭儀宗教にも反するものと見なされ、そのような無神論的行為によって、神々の怒りがキリスト者だけでなくローマ社会全体に及び、すべての災厄と不幸の原因となると考えられた。このことが、初代教会に対する迫害の主な原因であったと考えられる。

初代教会が形成され発展した時代のローマの政治形態は、東方的専制的帝政ではなかった。さらに皇帝崇拜も一世紀末期にならなければ公式には確立されなかった。したがって、初代教会が迫害されたのは、皇帝を礼拝しなかったからというよりは、むしろ祭儀を重んずるローマ本来の宗教意識に反して、祭儀に参加しなかったからであり、「無神論者」と見なされて迫害を受けたというのが実体ではなかるうか。

日本の伝道に関する分析の中で天皇制の存在を、福音の伝播に対する障害として大きくとらえる傾向があるように思う。新憲法に天皇の神性の放棄が明記されているとはいえ、いつまた昔ながらのナショナリズムがいろいろな形で台頭して来るかわからない。日本における宗教も、ローマ古来の宗教のように祭儀宗教の形をとって現われる場合が多い。ここ数年間問題になっている靖国法案も、日本の国民の祭儀宗教とキリスト者の信仰の自由という問題としてとらえるべきであろう。日本古来の仏教と神道の種々の祭儀を、「個人の救い」や「信仰」のためではなく、単なる祭儀として重んずる大多数の日本人社会の中の少数のクリスチャンとして、ローマ本来の宗教意識との相剋の中に屈しなかったキリスト者の姿をもう一度見なおす必要がある。

外来宗教でありながら、ディオクレティアヌス帝の時国教として取り扱われるほど興隆したミトラ教は、次帝コンスタンチヌス帝のキリスト教公認、テオドシウス帝による国教化によって、四世紀末には滅亡したと言われる^⑩。キリスト教は、きびしい迫害を受けつつも、キリストによる救い以外は何ものも認めず、ついに世界宗教となり得たのである。「殉教者の血が教会の種子である」というテルトゥリアヌスの言葉の如く、初代のキリスト者は血を流し

つ、一切の妥協をさけてその存在のために戦いつづけたのである。この初代のクリスチャンの真剣な姿勢は異教社会への伝道の重荷をもつ私たちに、新しい迫力をもって語りかけてくれるのではなかるうか。

注

- ① 船田享二、『羅馬元首政の起源と本質』（岩波書店・一九三六年）二頁。
- ② Tacitus, *Annals*, I, 2, trans. John Jackson (London: William Heineman Ltd, 1937) 参照。
- ③ 船田、『前掲書』四十一頁。
- ④ Imperator Caesar Augustus
- ⑤ 弓削達、『ローマ帝国の国家と社会』（岩波書店・一九六四）九八頁。
- ⑥ 『前掲書』一〇〇頁。
- ⑦ 船田、『前掲書』二二頁（業續録三四章）。
- ⑧ 秀村欣二、『ローマ皇帝支配の意識構造』（岩波講座 世界歴史3）（岩波書店・一九七〇年）五二頁。
- ⑨ Adolf Deissmann, *Light from the Ancient East: The New Testament Illustrated by Recent Discovered Text of the Greco-Roman World*, Trans. L.R. Strachan (New York and London: Hodder and Stoughton, 1910), p. 350.
- ⑩ 秀村、『前掲書』五二頁。
- ⑪ 『前掲書』五三頁。
- ⑫ E. シュタウファー『エルサレムとローマ イエスキリストの時代史』荒井猷訳（日本基督教団出版部・一九六五）四八一―五二頁。
- ⑬ 秀村、『前掲書』五一頁。
- ⑭ ネロとそのキリスト者迫害については、秀村欣二、『ネロ―暴君誕生の条件』（中公新書・一九六七）参照。
- ⑮ Elmer Truesdell Merrill, *Essays in Early Christian History* (London: Macmillan and Co, 1924), p. 110.

- ⑩ 『前掲書』五七頁。
- ⑪ Ethelbert Stauffer, *Christ and Caesar*, Trans. K. and R. Gregor Smith (London: S.C.M. Press, Ltd., 1955), p. 55.
- ⑫ 『前掲書』二〇九頁。
- ⑬ Suetonius, *Domitian*, xii, p. 367.
- ⑭ Cassius Dio, *History of Rome*, lxvii, p. 349.
- ⑮ Eusebius, *The Ecclesiastical History and the Martyrs of Palestine*, trans. Hugh Jackson Lawlar and John Ernst Leonard Outton (2 vols: London: Society for Promoting Christian Knowledge, 1928), III, 18.
- ⑯ 湊晶子、『キリスト者と国家』(聖書図書刊行会・一九六二)四二―四七頁。
- ⑰ 『前掲書』四九頁。
- ⑱ E・ケアンズ、『基督教全史―初代から現代まで』(聖書図書刊行会・一九五七)二二四―二二七頁。
- ⑲ 岸本英夫、『世界の宗教』(東京大明堂・一九六五)三三頁。
- ⑳ C・P・テーラー、『宗教史概論』比屋根安定訳(誠信書房・一九六〇)一七四―一七八頁。
- ㉑ 『前掲書』一七三頁。
- ㉒ 『前掲書』一八一頁。
- ㉓ Raffaele Pettazzoni, "State Religion and Individual Religion in the Religious History of Italy," *Essays on the History of Religions* (Leiden: E. J. Brill, 1967), p. 208. 「国民的宗教と個人宗教」と関しては、*カトリック・ド・マックス・ミューラー『宗教学概論』*比屋根安定訳(誠信書房・一九六〇)一〇〇頁参照。
- ㉔ S. L. Guterman, *Religious Toleration and Persecution in Ancient Rome* (London, 1951), p. 26.
- ㉕ 秀村、『前掲書』四六頁。ローマ人の宗教と関しては、Albert Grenier, *The Roman Spirit in Religion, Thought, and art* (New York: 1926), pp. 365～404.
- ㉖ 秀村、『前掲書』五五頁。
- ㉗ 湊晶子、「帝政ローマ下における外来宗教としてのミトラ教とキリスト教」『東京キリスト教短期大学』論集五号』一九七三参照。
- ㉘ Frantz Cumont, *The Mysteries of Mithra* (Chicago: The Open Court Publishing company, 1910), p. 89.

- ㉙ 秀村、『前掲書』四九頁。
- ㉚ James Hastings (ed.), *Dictionary of the Apostolic Church* (New York: Charles Scribner's Sons, 1918), p. 406.
- ㉛ Josephus, *Antiquities*, XIV, 10.
- ㉜ 石原謙、『キリスト教の源流』(岩波書店・一九七二)二二六頁。
- ㉝ 湊『前掲書』六〇頁。
- ㉞ 半田元夫、『キリスト教の成立』(近藤出版・一九七〇)二三〇頁。
- ㉟ 湊『前掲書』三〇頁。

(東京キリスト教短期大学助教授)